

指定薬物を含む危険ドラッグの発見について

都では、危険ドラッグによる健康被害の発生を未然に防止するため、インターネット等で流通、販売される危険ドラッグを入手し、成分検査を行っています。

インターネットサイト等から試買した物品について、検査を行ったところ、以下の物品から、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（以下「法」という。）で規定される指定薬物の成分が検出されました。

このため、危険性について都民に広く注意喚起するとともに、当該物品を所持している方に対して、違法であることを警告し、任意提出を促すものです。

【指定薬物検出物品（2物品）】

1	サイト上の物品名	Super Synapse [有効成分20mg含有]  analog
	性状（内容量）	錠剤（190mg）
	表示上の販売元	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：都外）
	検出された成分	1錠中に「4-OH DET」を 54mg 検出
2	サイト上の物品名	5-F-NiPT
	性状（内容量）	粉末（45mg）
	表示上の販売元	不明（現品に表示がなされていない）
	入手方法等	インターネット（特定商取引法上の住所：不明、発送元住所：不明）
	検出された成分	1製品中に「5-MeO-NiPT」を 3.7mg 検出

これらの物品をお持ちの方へ

上記の物品は、指定薬物を含むしており、製造、輸入、販売はもとより、所持、譲り受け、使用も厳しく規制されます。

上記の物品をお持ちの方は、絶対に使用せず、速やかに住所地の「都道府県薬務主管課」へ申し出て、その指示に従ってください。

【東京都にお住まいの方の窓口】

東京都保健医療局健康安全部薬務課

電話 03-5320-4515（直通）[午前9時から午後5時まで。土日祝日除く]

*上記申し出は、遅くとも『令和8年9月17日（木曜日）』までに行ってください。

都民の皆様へ

危険ドラッグは、使用がやめられなくなったり、死亡例を含む健康被害や異常行動を引き起こす場合があります、麻薬や覚醒剤等と同様に大変危険な薬物です。

決して所持や摂取、使用等はしないでください。

【試験検査機関】

東京都健康安全研究センター

【都の対応】

- 1 他道府県の事業者について、事業者所在の道府県へ通報しました。
- 2 東京都公式ホームページに製品名等を掲載し、摂取による危険性等を都民に周知します。

【現品写真】

・ 物品 1



・ 物品 2



<問合せ先>

保健医療局健康安全部薬務課

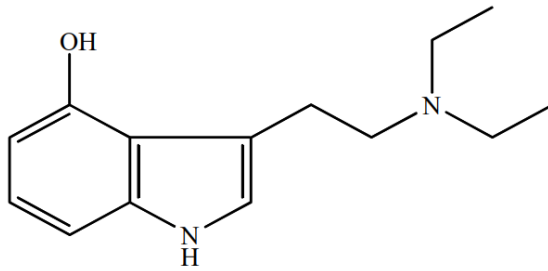
電話：03-5320-4515

参考

*4-OH DET（平成 25 年 4 月 30 日指定薬物に指定）

〔化学名〕：N，N－ジエチルー 4－ヒドロキシトリプタミン及びその塩類

〔化学構造式〕：



*5-MeO-NiPT（令和 8 年 6 月 17 日指定薬物に指定）

〔化学名〕：N－イソプロピルー 5－メトキシトリプタミン及びその塩類

〔化学構造式〕：

